

タクシー・ハイヤー事業者の皆様へ

令和8年10月1日付けで旅客自動車運送事業運輸規則の一部が改正され、**ハイヤー旅客運送**を行う場合、**運送引受書・運行指示書の作成及び保存**等が義務付けられます。

ハイヤー旅客運送とは

タクシー業務適正化特別措置法(昭和四十五年法律第七十五号)第二条第二項に規定するハイヤーであって、道路運送法第八十六条第一項の規定により運送する旅客の範囲を限定する条件を付されていない自動車を使用して行う運送

運送引受書

運送の申し込みを受けた事業者が運送契約の内容を明確化するために作成し、申込者に交付する書面

<記載事項>

- 事業者の名称
- 運送契約の申込みの方法
- 運行の開始及び終了の地点及び日時
- 運賃及び料金の額
- 運送の申込者の氏名又は名称並びに電話番号その他の連絡先
- 運送を引き受ける一般乗用旅客自動車運送事業者の住所及び電話番号その他の連絡先（緊急時における連絡先を含む。）並びに営業区域
- 当該運送に係る旅客の乗車及び降車の地点及び日時
- ※**写しを当該運送の終了の日から3年間保存**

運 送 引 受 書		(別記1)
運送の申込者	氏名又は名称: _____ 電話番号: _____ その他連絡先: _____	
申込方法	☐ 電話 ☐ 来店 ☐ 電子メール ☐ アプリ ☐ ウェブサイト ☐ ☐ SNS ☐ その他 _____	
運行の開始/終了の地点及び日時	【開始】地 点: _____ 日 時: 令和 年 月 日 () 時 分 【終了】地 点: _____ 日 時: 令和 年 月 日 () 時 分	
乗車/降車の地点及び日時	【乗車】地 点: _____ 日 時: 令和 年 月 日 () 時 分 【降車】地 点: _____ 日 時: 令和 年 月 日 () 時 分	
運賃・料金	運 賃: _____円 料 金: _____円 料金の内訳: _____ 合 計: _____円 (消費税等を含む。)	
上記のとおり運送を引き受けます。 年 月 日		
運送引受者: _____ 住 所: _____ 電 話 番 号: _____ その他連絡先: _____ 営 業 区 域: _____		

運行指示書

事業者が運転者に対して、運行ごとに運行内容や安全確保のための指示事項を具体的に示す書面

<記載事項>

- 運行の開始及び終了の地点及び日時
- 運転者等の氏名
- 事業用自動車の自動車登録番号
- 運送契約の相手方の氏名又は名称及び連絡先
- その他運行の安全を確保するために必要な事項
- ※**本通を運行の終了の日から3年間保存**

運 行 指 示 書		(別記2)	
事業者名	_____	営業所名	_____
運行管理者	_____	作成年月日	令和 年 月 日
運行の開始/終了の地点及び日時	【開始】地 点: _____ 日 時: 令和 年 月 日 () 時 分 【終了】地 点: _____ 日 時: 令和 年 月 日 () 時 分		
運転者の氏名	_____		
車両の自動車登録番号(ナンバープレート)	_____		
運送契約の相手方	氏名又は名称: _____ 連 絡 先: _____		
その他運行の安全を確保するために必要な事項	乗車/降車の地点及び日時 【乗車】地 点: _____ 日 時: 令和 年 月 日 () 時 分 【降車】地 点: _____ 日 時: 令和 年 月 日 () 時 分 記車依頼方法、立寄り地、待機場所、注意箇所、その他指示事項		
【指示・確認欄】			
運行管理者 指示 (印)	_____	運転者 確認 (印)	_____
指示年月日	令和 年 月 日 時 分	確認年月日	令和 年 月 日 時 分

国自旅第92号
令和8年9月30日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局旅客課長
(公印省略)

旅客自動車運送事業運輸規則第7条の3に規定する
運送引受書等の記載事項等について

今般、旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」という。）の一部改正により、一般乗用旅客自動車運送事業者が行うハイヤー運送について、運送引受書の交付及び保存等が義務付けられることに伴い、その具体的な記載要領及び作成・保存方法等について下記のとおり定めたのでその旨了知されるとともに遺漏なきよう取り計らわれたい。

なお、本件については、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会あて、別添のとおり通知したので申し添える。

記

1. ハイヤー運送の定義

一般乗用旅客自動車運送事業者がタクシー業務適正化特別措置法第2条第2項に規定するハイヤーを用いた運送とする。なお、運送する旅客の範囲が限定される福祉輸送サービスの用に供する自動車を用いた運送はこれに含まないこととする。

2. 運送引受書の記載事項及び記載要領

運送引受書の記載事項及び記載要領は以下のとおりとする。なお、運送引受書を日本語以外の言語で記載することを妨げないが、その場合にあっては日本語による記載も併記すること。

(1) 事業者の名称

許可を受けた氏名又は名称を記載することとし、屋号や略称のみでの記載は不可とする。

(2) 運送契約の申込みの方法

「電話」、「来店」、「電子メール」、「配車アプリ」、「ウェブサイト」、「SNS」、「その他」の別で記載すること。なお、その他の場合は具体的な申し込み方法も併せて記載すること。また、配車アプリ又はウェブサイト、SNSによる申し込みの場合は、その名称を記載すること。

(3) 運行の開始及び終了の地点及び日時

旅客が乗車しない区間を含めた全運行区間の開始及び終了の地点及び日時を記載するものとする（事業用自動車の車庫など）。なお、運行の終了の地点及び日時を事前に確定することが困難な場合は、予定された地点及び日時を記載すること等を妨げない。この場合においても、運送後に運送引受書の写しへの追記その他の方法により確定した地点及び日時を記載するよう努めること。（なお書き以降は、（５）③についても同様とする）

（４）運賃及び料金の額

それぞれの額及び合計額を消費税込みで記載するものとする。ただし、距離制運賃による契約等、事前に運賃及び料金の額を確定することが困難な場合には、初乗運賃及び加算運賃の額を記載し、又はこれらを基礎として算出した概算額を記載すること等を妨げない。なお、この場合においても、運送終了後に運賃及び料金の額が確定したときは、運送引受書の写しへの追記その他の方法により当該確定額を記載するよう努めること。

（５）その他国土交通大臣が定める事項

その他国土交通大臣が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- ① 運送の申込者の氏名又は名称並びに電話番号その他の連絡先
- ② 運送を引き受ける一般乗用旅客自動車運送事業者の住所及び電話番号その他の連絡先（緊急時における連絡先を含む。）並びに営業区域
- ③ 当該運送に係る旅客の乗車及び降車の地点及び日時

３．運送引受書の作成・交付及びその写しの保存方法等

（１）作成・交付方法

運送引受書は、運送ごとに作成・交付することを基本とする。ただし、予約確認書、契約書、配車記録、電子予約システムから出力される帳票その他の書類又は電磁的記録を組み合わせることにより、運輸規則第７条の３第１項各号及び上記２．（５）に規定する事項の内容を容易に確認することができる場合には、複数の書類又は電磁的記録により作成・交付することを妨げない。

なお、電磁的記録により作成、交付する場合において、運送の申込者が旅行会社である場合は、アプリの画面表示その他の適切な方法により、旅客が運送引受書の内容を確認できるように措置すること。

（２）保存方法

一般乗用旅客自動車運送事業者は、運送引受書の写し又はその内容を記録した電磁的記録を、当該運送の終了の日から３年間保存しなければならない。

（３）電磁的記録の保存

運送引受書の写しを電磁的記録により保存する場合には、必要に応じて直ちにその内容を表示し、又は書面に出力することができる状態で保存するものとする。

４．運送引受書の様式

運送引受書の参考様式は別記 1 のとおりとする。

5. 運行指示書の様式

運行指示書の参考様式は別記 2 のとおりとする。

(別記1)

運 送 引 受 書

運送の申込者	氏名又は名称 : _____ 電話番号 : _____ その他連絡先 : _____
申込方法	☐ 電話 ☐ 来店 ☐ 電子メール ☐ アプリ (_____) ☐ ウェブサイト (_____) ☐ SNS (_____) ☐ そ の 他 (_____)
運行の開始/終了の 地点及び日時	【開始】地 点 : _____ 日 時 : 令和 年 月 日 () 時 分 【終了】地 点 : _____ 日 時 : 令和 年 月 日 () 時 分
乗車/降車の 地点及び日時	【乗車】地 点 : _____ 日 時 : 令和 年 月 日 () 時 分 【降車】地 点 : _____ 日 時 : 令和 年 月 日 () 時 分
運賃・料金	運 賃 : _____円 料 金 : _____円 料金の内訳 : _____ 合 計 : _____円 (消費税等を含む。)

上記のとおり運送を引き受けます。

_____ 年 月 日

運送引受者 :	
住 所	
電 話 番 号	
その他連絡先	
営 業 区 域	

運 行 指 示 書

事業者名		営業所名	
運行管理者		作成年月日	令和 年 月 日

運行の開始/終了の 地点及び日時	【開始】地 点 : _____ 日 時 : 令和 年 月 日 () 時 分 【終了】地 点 : _____ 日 時 : 令和 年 月 日 () 時 分
運転者の氏名	
車両の自動車登録番号 (ナンバープレート)	
運送契約の相手方	氏名又は名称 : _____ 連 絡 先 : _____
その他運行の安全を 確保するために 必要な事項	乗車/降車の地点及び日時 【乗車】地 点 : _____ 日 時 : 令和 年 月 日 () 時 分 【降車】地 点 : _____ 日 時 : 令和 年 月 日 () 時 分 配車依頼方法、立寄り地、待機場所、注意箇所、その他指示事項

【指示・確認欄】

運行管理者 指示 (印)		運転者 確認 (印)	
指示年月日	令和 年 月 日 時 分	確認年月日	令和 年 月 日 時 分

○国土交通省令第八十三号

道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第二十三条第二項並びに第二十七条第三項及び第五項並びに民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第四十九号）第三条第一項、第四条第一項並びに第六条第一項の規定に基づき、旅客自動車運送事業運輸規則及び国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年十月一日

国土交通大臣 井林 辰憲

（旅客自動車運送事業運輸規則の一部改正）

第一条 旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

第七条の三 一般乗用旅客自動車運送事業者は、ハイヤー旅客運送（タクシー業務適正化特別措置法（昭和四十五年法律第七十五号）第二条第二項に規定するハイヤーであつて、法第八十六条第一項の規定により運送する旅客の範囲を限定する条件が付されていない事業用自動車を使用して行う運送をいう。以下同じ。）を引き受けた場合には、遅滞なく、当該ハイヤー旅客運送の申込者に対し、次の各号に掲げる事項を記載した運送引受書を交付しなければならない。

（新設）

一 事業者の名称

二 運送契約の申込みの方法

三 運行の開始及び終了の地点及び日時

四 運賃及び料金の額

五 前各号に掲げるもののほか、国土交通大臣が定める事項

2 前条第二項及び第三項の規定は、ハイヤー旅客運送を行う一般乗用旅客自動車運送事業者について準用する。

第二十八条の三 一般乗用旅客自動車運送事業者は、ハイヤー旅客運送を行う場合においては、その運行ごとに次の各号に掲げる事項を記載した運行指示書を作成し、かつ、これにより事業用自動車の運転者等に対し適切な指示を行うとともに、これを当該運転者等に携行させなければならない。

（新設）

一 運行の開始及び終了の地点及び日時

二 運転者等の氏名

三 事業用自動車の自動車登録番号

四 運送契約の相手方の氏名又は名称及び連絡先

五 その他運行の安全を確保するために必要な事項

2 前条第二項の規定は、ハイヤー旅客運送を行う一般乗用旅客自動車運送事業者について準用する。

（地図の備付け）

第二十九条（略）

2 一般乗用旅客自動車運送事業者は、タクシー業務適正化特別措置法第二条第五項の指定地域内の営業所に配置する事業用自動車（運送の引受けが営業所のみにおいて行われるものを除く。）にあつては、次の各号に掲げる機能を有する機器を備えておかなければならない。

一 三（略）

（運行管理者の業務）

第四十八条 旅客自動車運送事業の運行管理者は、次に掲げる業務を行わなければならない。
一 十二の二（略）

一 三（略）

（運行管理者の業務）

第四十八条 旅客自動車運送事業の運行管理者は、次に掲げる業務を行わなければならない。
一 十二の二（略）

十二の三 ハイヤー旅客運送を行う一般乗用旅客自動車運送事業の運行管理者にあつては、第二十八条の三の運行指示書を作成し、かつ、これにより事業用自動車の運転者等に対し適切な指示を行い、事業用自動車の運転者等に携行させ、及びその保存をすること。
十三(二十一) (略)
2・3 (略)
(運転者)
第五十条 旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
一 十 (略)
二 八 (略)
九 ハイヤー旅客運送を行う一般乗用旅客自動車運送事業者の運転者は、乗務中第二十八条の三の運行指示書を携行しなければならない。
十 五 (略)
十一 二 (略)

(新設)
十三(二十一) (略)
2・3 (略)
(運転者)
第五十条 旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
一 十 (略)
二 八 (略)
(新設)
九 五 (略)
十 二 (略)

第二 国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正
第二 国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十七年国土交通省令第二十六号)の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

改正前

別表第一(第三条及び第四条関係)		別表第一(第三条及び第四条関係)	
(略)	(略)	(略)	(略)
旅客自動車運送事業運輸規則(昭和三十一年運輸省令第四十四号)	第七條の二第二項及び第三項(これらの規定を第七條の三第二項において準用する場合を含む)、第二十八條の二第二項(第二十八條の三第二項において準用する場合を含む)並びに第三十七條第一項及び第二項	(略)	第七條の二第二項及び第三項、第二十八條の二第二項並びに第三十七條第一項及び第二項
(略)	(略)	(略)	(略)
別表第二(第五条及び第六条関係)		別表第二(第五条及び第六条関係)	
(略)	(略)	(略)	(略)
旅客自動車運送事業運輸規則	第二十八條の二第一項、第二十八條の三第一項並びに第三十七條第一項及び第二項	(略)	第二十八條の二第一項並びに第三十七條第一項及び第二項
(略)	(略)	(略)	(略)
別表第四(第十条及び第十一条関係)		別表第四(第十条及び第十一条関係)	
(略)	(略)	(略)	(略)
旅客自動車運送事業運輸規則	第七條の二第一項及び第七條の三第一項	(略)	第七條の二第一項
(略)	(略)	(略)	(略)

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、令和八年十月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行前に申込みがされたハイヤー旅客運送(第一条の規定による改正後の旅客自動車運送事業運輸規則第七條の三第一項に規定するハイヤー旅客運送をいう。)の引受けについては、なお従前の例による。